

## 摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する当該建築物の所有者等に対して、予算の範囲内で、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第2条第1項の規定により地震に対する安全性を評価することをいい、耐促法第4条第2項第3号の規定による技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が行う診断をいう。
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (4) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者（当該技術者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）をいう。
  - ア 木造住宅の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。
    - i) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する、木造耐震診断資格者講習を受講し、「受講修了証」の交付を受けた者
    - ii) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する、木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、「耐震改修技術者講習会受講修了証」の交付を受けた者
    - iii) 公益社団法人大阪府建築士会主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者で、受講修了者名簿に登録された者
    - iv) その他市長が認める技術者ただし、全ての区分において、過去に、国又は大阪府並びに市の同様の補助制度を活用し実施されたものは対象外とする。
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。
    - i) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「非木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講修了者で、かつ建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士
    - ii) 公益社団法人大阪府建築士会主催の「既存非木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者で、受講修了者名簿に登録されている者
- (5) 耐震改修計画 耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点（以下「数値」

という。)を次の数値以上に高めるための計画で、耐震改修技術者が作成したもの。

ア 数値 1.0 未満の木造住宅に対し、1.0 以上に高める計画

イ 数値 1.0 未満または耐震性が不足すると市長が認める木造長屋住宅における一部住戸に対し、公的機関の試験等によりその性能が確認されている耐震シェルターを設置し、居住空間の耐震性を確保する計画

(6) 耐震設計 耐震改修技術者が耐震改修計画を作成することをいう。

(7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、耐震改修技術者による工事監理が行われる工事をいう。

(8) セット型耐震診断 木造住宅の耐震診断と当該耐震診断結果に基づく耐震設計を一連で行うものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合するもので、次の各号に該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 住宅（長屋住宅、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住または使用しているもの及びこれから居住・使用しようとするもの。以下同じ。）又は耐促法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（現に使用しているものに限る。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という）は、次に掲げるものとする。

(1) 前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）又は居住者とする。

(2) セット型耐震診断については、補助金の交付申請時の直近における年間の課税所得金額（補助対象者の属する世帯の全員の課税所得金額を合算した額。）が5,070,000円未満の者であること。

(補助内容)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 特定既存耐震不適格建築物については、1,000,000円を限度として、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1とする。ただし、耐震診断及び予備診断に要した費用は、次に掲げる額を限度とする。

ア 延べ面積1,000平方メートル未満の部分は、1平方メートル当たり2,000円として計算した額とする。

イ 延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の部分は、1平方メートル当たり1,500円として計算した額とする。

ウ 延べ面積2,000平方メートル以上の部分は、1平方メートル当たり1,000円として計算した額とする。

(2) 住宅にあつては、1棟当たり25,000円として計算した額と、前号の規定

により算出した額のいずれか低い額を限度とする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅にあつては、耐震診断費用の額から5,000円を除いた額とする。ただし、50,000円もしくは、延べ面積に1平方メートル当たり1,100円を積した額のいずれか低い額を限度とする。
- (4) セット型耐震診断にあつては、第3号の規定に耐震改修計画の設計に要する費用の7割を加えた額とする。ただし、耐震設計に要する費用の限度額は1棟当たり100,000円とする。

2 前項の補助額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に着手する前に、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の1月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 建築年月日が確認できる書類(例:確認済証、検査済証、登記事項証明書、固定資産税納税通知書)
- (3) 当該建築物の所有者を証明できる書類(区分所有建築物である場合は、診断実施に係る組合決議書及び管理組規約)
- (4) 耐震診断費用の見積書(セット型耐震診断の場合は耐震診断及び耐震設計費用の見積書)
- (5) 耐震診断技術者の耐震診断講習会の修了書及び修了者名簿の写し(セット型耐震診断の場合は耐震診断技術者及び耐震改修技術者であることを証する書類)
- (6) 住民税決定証明書(セット型耐震診断の場合)
- (7) 住民票の写し(セット型耐震診断の場合)
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その結果を当該申請者に通知する。

2 前項の規定による通知は、市長が補助金の交付を決定したときは摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により交付する旨当該申請者に対し通知するものとする。なお、市長が不交付を決定したときは摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により交付できない旨当該申請者に対し通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、別途条件を付することができる。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第2項前段の規定による補助金の交付通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震診断に着手しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 補助決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

(耐震診断の変更及び中止)

第10条 補助決定者は、第6条の規定による申請書の内容を変更しようとするときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助に係る変更承認申請書(様式第3号)を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請を受理した場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助に係る変更承認通知書(様式第4号)により補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額、その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助決定者は、やむを得ない理由により中止しようとするときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助に係る中止届(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長が、前項の規定による耐震診断補助の中止の届出を受理したときは、第7条第2項前段に規定する補助金交付決定は、取り消されたものとみなす。

(耐震診断の完了報告)

第11条 補助決定者は、耐震診断が完了したときは、完了した日から起算して15日以内、又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、摂津市既存民間建築物耐震診断補助に係る完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)耐震診断結果報告書(現場状況写真を含む。)

(2)耐震改修計画書(計画平面図、補強計画図、使用材料の資料・認定書等)及び工事詳細見積書(セット型耐震診断の場合)

(3)耐震診断費用の領収書(写し)(セット耐震診断の場合は耐震診断及び耐震設計費用の領収書)

(4)その他市長が認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、当該完了報告の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認める場合、補助金の額を確定し、速やかに摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金請求書(様式第8号)及び口座振込依頼書(様式第9号)により、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

2 補助事業者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求および受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震診断及び耐震設計を行った

技術者が所属する建築士事務所（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合は、前項に加え代理受領に係る委任状（様式第10号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助決定者」とあるのは「耐震事業者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき
- (5) 耐震診断の遂行の見込みがないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

（補助決定者に対する指導）

第15条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（技術者の紹介）

第16条 民間建築物のうち木造住宅の耐震診断を実施しようとする者は、摂津市既存民間建築物耐震診断技術者紹介申込書（様式第13号）により、診断技術者の紹介を受けることができる。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに耐震診断技術者の資格を有する関係団体に対して、建築物耐震診断技術者紹介依頼書（様式第14号）により依頼するものとする。

（細目）

第17条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。